

議案第4号

平成20年度鳥取県立学校実習教諭候補者選考試験実施要項について

平成20年度鳥取県立学校実習教諭候補者選考試験実施要項を別紙のとおり提出します。

平成19年9月4日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

平成20年度鳥取県立学校実習教諭候補者選考試験実施要項

鳥取県教育委員会

1 目的

この選考試験は、鳥取県立学校に勤務する実習助手の中から鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）第33条の4に規定する実習教諭としての資質・能力、適性、意欲等を有する実習教諭候補者を選考するために実施する。

2 受験資格

鳥取県立学校に勤務する実習助手（臨時的任用者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、平成20年4月1日現在の年齢が38歳以上であるものとする。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第5項第2号及び第4条の2第1項並びに同条第2項に規定する免許状のうち、次表に掲げる免許状のいずれかを有し、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第2条第4号に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）が平成20年3月末で10年以上あること

免許状の種類		教科
高等学校教諭	[専修・一種]普通免許状	家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習
特別支援学校教諭	[専修・一種・二種]普通免許状	—
特別支援学校自立教科教諭	[一種・二種]普通免許状	理療、理学療法、音楽、理容、美術、工芸、被服
特別支援学校自立活動教諭	一種普通免許状	—

- (2) 経験年数が平成20年3月末で20年以上あること

3 出願手続等

- (1) 志願書等の提出

平成20年度鳥取県立学校実習教諭候補者選考試験志願書（別紙様式1）、経験年数計算表（別紙様式2）及び免許状を有する者にあつては当該免許状の写しを校長が設ける期限までに校長に提出する。

- (2) 志願書等の進達等

(1)により志願書、経験年数計算表及び免許状の写しの提出を受けた校長は、平成20年度鳥取県立学校実習教諭候補者選考試験志願者内申書（別紙様式3）を添えて、高等学校にあつては高等学校課長あてに、特別支援学校にあつては、特別支援教育室長あてに、それぞれ親展で送付する。

- (3) 出願期間

平成19年9月18日（火）から同年10月12日（金）まで

4 選考試験内容

- (1) 筆記試験・面接試験

ア 試験期日 平成19年12月1日（土）

イ 試験会場 県教育センター

ウ 試験内容

(ア) 専門教科の実習に関する学習指導案を作成する。

(イ) 教育課題に関する小論文試験を実施する。

(ウ) 実習教諭としての資質・能力、適性、意欲等を問う集団面接を実施する。

- (2) 授業観察

実習教諭としての技能・指導力等を評価する授業観察を志願者の各所属校において実施するものとし、その日程等は、出願期間以降に調整の上、別途指示する。

5 選考試験結果通知等

- (1) 選考試験結果通知

選考試験の結果は、平成20年1月末までに校長及び受験者に通知する。

なお、選考試験不合格者のうち希望する受験者に対し、選考試験の総合評価を選考試験結果通知に記載することにより開示する。

- (2) 実習教諭候補者名簿への登載

選考試験の結果、選考された者は実習教諭候補者名簿に登載する。

6 任命方法等

- (1) 任命方法 実習教諭候補者名簿に登載された者のうちから実習教諭に任命する。

- (2) 任命時期 平成20年4月1日

- (3) 給 与 教育職給料表(1)2級を適用する。

<参考>

●鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部改正（平成20年4月1日施行）
（実習教諭）

第33条の4 学校に、実習教諭を置くことができる。

- 2 実習教諭は、上司の命を受け、実験又は実習について、教諭の職務を助け、生徒の指導に当たる。
- 3 実習教諭は、実習助手の中から、教育委員会がこれを命ずる。

●教育職員免許法（昭和24年法律第147号）

（種類）

第4条 略

2～4 略

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一 略

二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教

6 略

第4条の2 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第2項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3 略

附 則（平成18年6月21日法律第80号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第5条 この法律の施行の際現に旧免許法による改正前の教育職員免許法（以下「旧免許法」という。）の規定により授与されている次の表の上欄に掲げる免許状（以下この項及び附則第7条において「旧免許状」という。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる第2条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新免許法」という。）の規定による免許状（以下「新免許状」という。）とみなし、当該旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ当該新免許状の授与を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者については、新免許状に係る新免許法別表第1の第3欄に定める特別支援教育に関する科目（以下「特別支援教育科目」という。）の最低単位数を修得したものとみなす。

●教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日文部省令第26号）

附 則（平成19年3月30日文部科学省令第5号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成19年4月1日）から施行する。

（教育職員免許法等の一部改正に伴う経過措置）

第3条 改正法の施行の際現に旧免許法施行規則（この省令第9条による改正前の教育職員免許法施行規則をいう。以下同じ。）第63条又は第63条の2の規定に基づき授与されている次の表の上欄に掲げる特殊教科免許状（改正法附則第6条第1項に規定する特殊教科免許状をいう。以下この項において同じ。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許法施行規則（この省令第9条による改正後の教育職員免許法施行規則をいう。以下同じ。）第63条又は第63条の2の規定に基づき授与される自立教科等免許状（改正法附則第6条第1項に規定する自立教科等免許状をいう。以下この項において同じ。）とみなし、当該特殊教科免許状を有する者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において、それぞれ当該自立教科等免許状の授与を受けたものとみなす。

特殊教科免許状	自立教科等免許状
療育の教科についての盲学校特殊教科教諭の一種免許状	療育の教科についての特別支援学校自立教科教諭の一種免許状
略	略

●職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）

（用語の定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3) 略

(4) 経験年数 職種に応じ、次に定めるところによる年数をいう。ただし、職員として在職した期間中において休職又は停職となった期間については、これらについて経験年数換算表（別表第2）に定める割合を乗じて得た年数をもって経験年数とする。

ア 教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員にあつては、修学年数調整表(別表第3)における高校卒の学歴区分欄に掲げるその者の該当する学歴(学歴免許等資格区分表においてこの学歴に含まれる学歴免許等の資格を含む。以下「基礎学歴」という。)を取得したとき以後の職員として在職した年数と職員として在職した期間以外の期間について経験年数換算表に定める換算率を乗じて得た年数(以下「換算年数」という。)とを合算した年数から、修学年数調整表においてその者に適用されることとなった学歴免許等の資格の属する学歴区分の修学年数と基礎学歴の修学年数との差の年数を減じた年数(減ずる場合には、職員として在職した期間以外の期間の換算年数から減じ、なお、減ずる年数のある場合には、職員として在職した年数から減ずるものとする。)をいう。ただし、学歴免許等資格区分表の1の(5)に該当する者については、6月を前記によって計算した年数に加えた年数とする。

イ～カ 略

(5)～(9) 略

※受験番号

平成 20 年度鳥取県立学校実習教諭候補者選考試験志願書

平成 19 年 月 日

所 属		職 名	
ふりがな 氏 名	印	生年月日	昭和 年 月 日
		年 齢	満 歳 (平成20年4月1日現在)
現住所	〒 Tel () -		

※写真を貼る位置

- 1 縦 4cm
横 3cm
- 2 上半身
- 3 1年以内に撮影したもの

最終学歴	(昭和 平成 年 月 卒業 ・ 修了)					
担当する 専門教科 ・分野等	(記入例 高・農業・園芸・特・自立教科・理療)		実施要項 2 (1) に 規定する経験年数 (別紙「経験年数計算表」により算定)		年 月 (平成20年 3 月末現在)	
免許状 ・ 資 格	免許状・資格の種類	取得年月日		免許状・資格の種類	取得年月日	
		昭和 平成 年 月 日			昭和 平成 年 月 日	
		昭和 平成 年 月 日			昭和 平成 年 月 日	
職 歴 <small>(最終学校卒業又は修了以降、臨時的任用及び現所属を含み、アルバイトを除く職歴をもれなく記入すること)</small> <small>(別紙「経験年数計算表」のB欄と一致すること)</small>	所 属 名	職 名	区 分	期 間 (年月日)	勤務年数	※備 考
			常勤 非常勤 正職 臨任	S・H . . . ~ S・H . . .	年 月	
			常勤 非常勤 正職 臨任	S・H . . . ~ S・H . . .	年 月	
			常勤 非常勤 正職 臨任	S・H . . . ~ S・H . . .	年 月	
			常勤 非常勤 正職 臨任	S・H . . . ~ S・H . . .	年 月	
			常勤 非常勤 正職 臨任	S・H . . . ~ S・H . . .	年 月	
			常勤 非常勤 正職 臨任	S・H . . . ~ S・H . . .	年 月	
			常勤 非常勤 正職 臨任	S・H . . . ~ S・H . . .	年 月	
			常勤 非常勤 正職 臨任	S・H . . . ~ S・H . . .	年 月	
			常勤 非常勤 正職 臨任	S・H . . . ~ S・H . . .	年 月	
選考試験不合格の場合、総合評価について開示を 希望します 希望しません (いずれかを○で囲む)						

(注) 1 ※印欄は記入せず、他は漏れなく記入すること。記載事項がない場合は斜線を引くこと。欄不足の場合は貼付して記入すること。
 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

経歴年数計算表

※高校卒業後からの経歴をもれなく記入すること。

		学校名					
		職・氏名					
A	経歴	経歴年月	期間	換算		経歴月数換算(切り上げ)	
				換算率	換算期間		
B	専攻科	年 月 ~ 年 月	月	100 %	月	実習助手 (臨時的任用職員を含む) 100% 民間等 80% 自宅、留年、研修生等 50%	
	予備校	年 月 ~ 年 月	月	80 %	月		
	短大	年 月 ~ 年 月					
	大学	年 月 ~ 年 月	月	%	月		
		年 月 ~ 年 月	月	%	月		
		年 月 ~ 年 月	月	%	月		
		年 月 ~ 年 月	月	%	月		
		年 月 ~ 年 月	月	%	月		
		年 月 ~ 年 月	月	%	月		
		年 月 ~ 年 月	月	%	月		
		年 月 ~ 年 月	月	%	月		
			50%換算の月数計		×		0.5
		80%換算の月数計		×	0.8	=	月
		100%換算の月数計		×	1.0	=	月
		経 験 月 数				月	
		経 験 年 数				年 月	

平成 2 0 年度鳥取県立学校実習教諭候補者選考試験志願者内申書

所 属 名

志願者職・氏名

1 専門教科の実習に関する指導等

評 価 項 目	優秀で	優良で	普通で	やや努	努力を
	ある	ある	ある	力を要	要する
○教育目標や生徒の実態に基づき設定された教科の目標や、学習目標を理解しながら教育活動を行っている。					
○専門教科や分野に関する専門的な知識・技能を有し、創意工夫しながら指導を行っている。					
○生徒理解に努め、生徒個々に応じた指導を行うとともに、毅然とした態度で指導を行っている。					
○安全な環境で効率よく授業が実施できるよう、設備の管理や教材等の準備など、実習室等の環境整備に努めている。					

(各評価項目ごとに○印を記入すること)

2 所見等

事 項	所 見
専 門 教 科 ・ 分 野 に お け る 技 能 等	
人 物 ・ 性 行	
総 合 所 見	

平成 年 月 日

鳥取県教育委員会教育長 様

所属長職・氏名

印